

発 案 書

県議第九号

亜炭鉱廃坑の安全対策の推進を求める意見書について

亜炭鉱廃坑の安全対策の推進を求める意見書を次のように発案する。

令和六年七月四日

提出者 岐阜県議会議員 藤本 恵司

森 治久

佐藤 武彦

伊藤 秀光

野島 征夫

高殿 尚

水野 吉近

中川 裕子

判治 康信

岐阜県議会議長 水野 正敏 様

亜炭鉱廃坑の安全対策の推進を求める意見書

岐阜県の可児郡御嵩町及びその周辺地域は美濃炭田と知られ、太平洋戦争前から戦後復興期にかけて、国の石炭増産政策に基づき亜炭の採掘が盛んに行われていた。最盛期には年間数十万トンの産出量を誇り、岐阜や愛知などの繊維工場や陶磁器工場などで重要なエネルギー資源として活用されていた。

採掘方式は「残柱方式」と呼ばれ、坑道の安全性を保つために亜炭層の一部を残柱として残す方法で採掘されていたが、高度成長時代にエネルギーの主体が石油に移行すると、亜炭の採掘は急速に衰退し、その廃坑跡は埋め戻されることなく、今も地下に広がっている。

このため、旧亜炭採掘区域では、毎年のように「つば抜け」と呼ばれる小規模な陥没が発生し、令和五年度も御嵩町内の四件を含む七件の被害が生じており、その

都度「旧鉱物採掘区域復旧事業」を活用しながら復旧工事を実施している。

現在、御嵩町では、こうした復旧工事に加えて、事前の予防的措置として、国の「南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業」を活用し、地盤のぜい弱性に関する調査及び空洞を充填する予防工事を、令和六年度までの事業期間で実施している。

しかしながら、当該地域には、いまだ広範囲に亜炭鉱廃坑が残されており、今後、残柱の劣化や南海トラフ地震など巨大地震により、大規模な陥没が発生することが危惧される。

亜炭採掘は国策として進められたものであり、地域住民の生命・財産を守るためには、国による支援の下、長期安定的に安全対策を進めていく必要がある。

よって、国においては、令和七年度以降も、「南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業」を継続されるよう強く求め、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和六年七月四日

岐阜県議会 議長

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	財務大臣	経済産業大臣	内閣官房長官
長	長	大	大	大	長
官	臣	臣	臣	臣	官
}					
様					